

農業特定技能協議会決定第 1 号

平成 31 年 3 月 27 日

令和 4 年 2 月 22 日一部改正

令和 5 年 1 月 24 日一部改正

令和 8 年 6 月〇日一部改正

農業特定技能協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨及び優良事例の全国的な周知並びに地域における人手不足の状況の把握等協議を行い、必要な措置を講ずることを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会は、別紙 1 の構成員等により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第 1 項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

（活動）

第 4 条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有等を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化及び経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- 八 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

第 5 条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙 2 の構成員等により組織する。

(事務局)

第 6 条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(農業特定技能地域協議会)

第 7 条 協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙 3 の構成員により構成される協議会（以下「農業特定技能地域協議会」という。）を組織することができる。

2 農業特定技能地域協議会は、地域における第 4 条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、農業特定技能地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は農業特定技能地域協議会が定める。

(その他)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

農業特定技能協議会 構成員及びオブザーバー

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

運営委員会 構成員及びオブザーバー

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

農業特定技能地域協議会 構成員及びオブザーバー

【分野所管官公署】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局

【制度所管官公署】

法務省地方出入国在留管理局
都道府県警察
厚生労働省都道府県労働局

【当該地域の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
当該地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の地方農政局等が適当と認める団体

運営委員会決定第 1 号
平成 31 年 3 月 27 日
令和 5 年 1 月 24 日一部改正
令和 6 年 7 月 16 日一部改正
令和 8 年 6 月〇日一部改正

農業特定技能協議会運営要領（案）

「農業特定技能協議会規約」（以下「規約」という。）第 8 条の規定に基づき、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

第 1 条 特定技能所属機関として協議会の構成員となろうとする者は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項

2 農林水産省は、前項の届出に係る事項に不備がない場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。

第 2 条 新たに協議会の構成員となろうとする農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項について整理し、農林水産省との協議を申し出ることができる。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 農林水産省は、前項の申し出により、当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を協議会の構成員とすることについて協議を開始するものとする。

（退会及び除名）

第 3 条 協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業分野の特定技能所属機関でなくなった場合は、農林水産省が定める方法により、退会する旨を農林水産省に届け出なければならない。

2 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定技能所属機関を構成員から除名することができる。

- 一 前項の届出を行わないとき
- 二 規約第 3 条第 2 項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき

3 協議会は、出入国在留管理庁から協議会の構成員となっている特定技能所属機関が特定技能所属機関の欠格事由に該当することとなった旨の通知を受けた場合には、前項の規定

にかかわらず、その通知日において除名する。

第4条 協議会の構成員となっている特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。

2 協議会は、第1項の規定により協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

一 当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき

二 規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき

三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(運営委員会)

第6条 農業特定技能協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

一 協議会を招集するかどうかの決定

二 協議会の構成員に共有する情報の決定

三 情報共有の方法や時期の決定

四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定

五 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定

六 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定

2 農林水産省は、必要に応じて、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、運営委員会を開催する。

3 農林水産省は、運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、有識者（学識経験者、地方自治体）など事務局の判断で運営委員会の構成員以外の者に運営委員会への出席を求めることができる。

(協議会の招集)

第7条 運営委員会は、大都市圏での受入れの自粛を求める場合、向こう5年間の受入れ見込み数を超えることが見込まれるため農林水産大臣が法務大臣に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、協議会を招集するものとする。

2 運営委員会は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第 8 条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第 9 条 本運営要領に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 24 日一部改正）

この要領は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 16 日一部改正）

この要領は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月〇日一部改正）

この要領は、令和 8 年 6 月〇日から施行する。

農業特定技能協議会決定第〇号

令和 8 年 6 月〇日

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体及び特定技能所属機関に強く求めるとともに、これに違反する事業者団体及び特定技能所属機関に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 農業分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の事業者団体及び特定技能所属機関は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、農業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 事業者団体及び特定技能所属機関は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 特定技能所属機関は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 特定技能所属機関は、特定技能外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱

いを受けない就労環境を確保する。

9. 特定技能所属機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関は、農林水産省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 事業者団体及び特定技能所属機関は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 事業者団体及び特定技能所属機関は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例

黄色	技能の修得・向上に資するもの
赤色	在留資格の移行に係る要件
青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策

